

始良市農業委員会総会議事録(7月)

1. 開催日時 平成26年7月18日(金) 午後1時25分から午後3時10分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(26人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甕 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

26番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名(9番 松下委員、10番 米迫委員)
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定について
5. 議案第 3号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
6. 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について
8. 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第 7号 農地転用事業計画変更申請について
10. 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
11. 議案第 9号 農地の利用目的変更願について
12. 議案第 10号 非農地証明願について
13. 議案第 11号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
14. 議案第 12号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについて
15. 農地あっせんの経過報告
16. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政農地係長

始良農政農地係長

		(大会議室に全員着席)
	事務局	姿勢を正してください。
		一同礼。
		[1、総会の通告]
議 長		只今から、平成 26 年度第 4 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 本日は議席番号 26 番委員より欠席届が提出されております。 ただいまの出席委員は、27 名中 26 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
		————— 会務報告 —————
議 長		それでは、会務報告について、事務局より会務報告をお願いします。
	事務局	事務局より会務報告
議 長		議事日程に入ります。 それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
	委 員	「異議なし」
議 長		それでは、9 番委員、10 番委員をお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の 制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配 偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっております ので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし ます。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出て いただき退席等よろしくをお願いいたします。
		————— 議案第 1 号 —————
議 長		それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決

	<p>定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は7月31日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、8月1日を予定しております。契約年数は、3年が1件、5年が10件、6年が1件、10年が7件、合計の19件です。面積につきましては、田の15,038㎡、畑の21,813㎡、合計36,851㎡です。内容については、議案書1ページから4ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料11番は解除条件付き賃貸契約が設定されております。解除条件付き賃貸権は土地を適正に利用していないと認められる場合は賃貸借を契約解除するものです。</p> <p>また、18番19番の貸借ですが、2件合わせて総額3俵粃30kです。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議長	<p>それでは、1番から19番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質問、意見なし]</p>
議長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から19番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[全員挙手]</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号 1番から19番については原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">議案第2号</p>
議長	<p>次に、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>まず1番から21番について事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定についてご説明致します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権移転です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権移転の効力が発生いたします。公告の予定日は7月31日を予定しております。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、契約の始期は、8月1日を予定しております。 総会資料は、5ページから10ページとなります。今回の移転は1番から21番まで、農業者年金に伴う経営移譲で渡し人が〇〇さんで受け人が息子の〇〇さんです。利用権を移転するものです。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)についての1番から21番について、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「全員挙手」</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号 農用地利用集積計画(利用権移転)の意見決定についての、1番から21番は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5議案第3号農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてを議題に供します。 まず、1番と2番については、農地の交換ということで関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についてを説明します。総会資料は11ページです。今月は、3件です。 それでは、1番と2番については関連がありますので一括してご説明いたします 1番 譲受人、蒲生町北在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町白男在住の〇〇さん。申請地の所在は、蒲生町白男字中水流の田で、面積が1,260㎡です。 2番 譲受人、蒲生町白男在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町北在住の〇〇さん。申請地の所在は、蒲生町北字新畝町の田で、面積が1,262㎡です。 対価については、1番と2番の申請地を交換で決定しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明の、1番と2番については関連がありますので、14番委員から、一括してあっせんの経過について報告をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>14番です。申請地が蒲生町白男字中水流の田で、面積が1,260㎡と蒲生町北字新畝町の田で、面積が1,262㎡との交換について、6月19日午後1時30分より蒲生町総合支所2階会議室において、申請人2名とあっせん委員9</p>

	<p>番委員、19 番委員、14 番委員及び事務局職員立会いの下あっせんを行いました。結果については、蒲生町白男字中水流の田で、面積が 1,260 m²と蒲生町北字新畝町の田で、面積が 1,262 m²を交換で無事成立しました。なお、今後の手続きといたしましては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。以上であっせんの報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3 番の説明をします。譲受人、霧島市溝辺町在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町小山田在住〇〇さんによる所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町小山田字上ノ原〇〇番、他 2 筆の畑で、合計面積が 3,482 m²です。</p> <p>対価につきましては、総額 1,392,800 円。10a 当たり 40 万円で決定しました。以上で 3 番の説明を終わります</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の説明の 3 番について、22 番委員から、あっせんの経過について報告をお願いします。</p> <p>22 番です。あっせんの報告を申し上げます。</p> <p>加治木町小山田字上ノ原〇〇番、他 2 筆の畑で、面積が 3,482 m²について、6 月 23 日、午前 9 時より、加治木総合庁舎の北庁舎 2 階会議室においてあっせんを行いました。</p> <p>譲渡希望者〇〇さんが出席です、譲受希望者〇〇さん、あっせん委員といたしまして、私と 5 番委員、23 番委員および事務局の立会いの下あっせんを行っております。結果につきまして、総額 1,392,800 円。10a 当たり 40 万円で無事、成立をいたしました。なお、今後の手続きといたしましては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。以上であっせんの報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ただ今から、議案第 3 号 1 番から 3 番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び調査委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定についての 1 番から 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>「全員挙手」</p>

議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 3 号 農用地利用集積計画(所有権移転)についての 1 番から 3 番は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">議案第 4 号</p>
議 長	<p>次に、日程第 6 議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>まず、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、12 ページとなります。</p> <p>今月申請は、7 件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 7 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、順番にご説明いたします</p> <p>1 番 譲受人、住吉在住の〇〇さん。譲渡人が霧島市隼人町在住〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、増田字園田〇〇番の田で、面積が 335 ㎡です。</p> <p>以上で 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関して 3 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3 番です。7 月 9 日、譲受人宅を電話により、聞き取りを行いました。機械も労働力もそろっており農業には意欲があり、水田等を多く耕作しております、農機具等は揃っており何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 番について説明致します。譲受人、豊留在住の〇〇さん。譲渡人が岡山市北区在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、上名字二ツ迫〇〇番、他 1 筆の田畑で、合計面積が 1,200 ㎡です。下限面積については、議案第 1 号 17 番で利用権設定が決まりましたので、下限面積を上回ります。以上で 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 2 番に関して 8 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8 番です。7 月 6 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。農業には意欲があり、農機具等も一部は揃っており、実家より農機具を借りて耕作しており</p>

議 長	何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
事務局	次に、3番について事務局の説明を求めます。 3番について説明致します。譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇さん。譲渡人が東京都日野市在住の〇〇さん他2名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字大門口〇〇番の畑で、面積が947㎡です。以上で3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関して15番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15番です。7月3日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。農業には意欲があり、農機具等も揃っており、何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番について説明致します。譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町久末在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字郷丈〇〇番、外1筆の田と畑で、合計面積が2,073㎡です。次に譲渡人が蒲生町久末在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字郷丈〇〇番の田で、面積が259㎡です。以上で4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の4番に関して17番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	17番です。7月6日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。現地は現在も耕作されており、譲渡人は高齢であり耕作が出来ず、隣接耕作者に相談して購入を依頼した、譲受人は農業には意欲があり、農機具等も揃っており、何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について事務局の説明を求めます。 5番について説明致します。譲受人、西餅田在住の〇〇さん。譲渡人が東餅田在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字青色原〇〇番の畑で、面積が266㎡で

	<p>す。以上で5番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の5番に関して15番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>15番です。7月3日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。現地は現在も耕作されており、譲受人宅の隣接です。農業には意欲があり、農機具等も揃っており、何ら支障はありません。農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番について説明致します。譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町久末在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p>
	<p>申請地の所在は、蒲生町久末字野川沢〇〇番、外1筆の畑で、合計面積が705㎡です。次に譲渡人が鹿児島市西佐多浦在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p>
	<p>申請地の所在は、蒲生町久末字野川沢〇〇番の畑で、面積が475㎡です</p>
	<p>以上で6番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の6番に関して19番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>19番です。7月11日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。場所は、〇〇カントリーに行く途中に〇〇製作所というところがあります。その南側から約100mのところ〇〇建設という事務所があります。〇〇さんは、〇〇建設の社長さんをしておられまして、その事務所の周りには杉林の中に榊を植えていらっしゃるしまして、その榊を物産館とか市場の方に販売されております。今回のこの場所においても、埋め立てをされまして、榊としきみを植えるということでございます。機械等はユンボ等もっていらっしゃいます。従業員も6名いらっしゃって、農機具等も揃っており、何ら支障はありません。当申請は、農地法3条第2項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番について説明致します。譲受人、蒲生町漆在住の〇〇さん。譲渡人が蒲生町漆在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p>
	<p>申請地の所在は、蒲生町漆字小畑〇〇番の田で、面積が1,099㎡です。</p>
	<p>以上で7番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の7番に関して25番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	25 番です。7 月 9 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。現地は漆小学校を上の方に 5 分ほど行った所で、田植えも終わり畦もきれいに払ってありました。農業には意欲があり、農機具等も揃っており、何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しませんので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	調査員の皆さん、ありがとうございました。 これより、議案第 4 号 1 番から 7 番について一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	〔全員挙手〕
議長	全員賛成ですので、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	議案第 5 号
議長	次に、日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)についてを議題に供します。 まず 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	総会資料が 14 ページからです。議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)についてを説明します。申請人が熊本市在住の〇〇さんで変更区分としては農用地区域の除外です。土地の所在が、加治木町小山田字下学力〇〇番〇、地目が田、面積が 976 m ² です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が店舗で美容院です。補助事業との関連は該当無です。所有者は〇〇さんでございまして、現在熊本市で美容院に美容師として勤務している。今般出身地である本地に美容室を建設し独立するということでございます。以上です。
議長	ただ今の事務局説明の 1 番について、22 番委員に議案第 6 号 1 番とも関連がありますので、一括して調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員	<p>22番です。農地区分は農用地区域内農地です。申請地の位置は、小山田のファミリーマートの北側隣接地です。造成工法と土留め工法は現状のままです。被害防除については、現況は東が田、西が県道、南はファミリーマートの宅地、北は田です。申請実現の確実性は、資力が融資で計画面積の妥当性は妥当です。融資証明もあり店舗建設であり確実である。関係機関との協議事項は不要。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に2番を説明します。参考資料が5ページです。申請人が始良市宮島町の株式会社〇〇〇〇で変更区分としては農用地区域の除外です。土地の所在が、蒲生町久末字旭田〇〇番〇、田、面積が1107㎡です。変更前の用途が農地で、変更後の用途は貸家です。補助事業との関連は農村地域定住促進対策事業により圃場整備事業を昭和58年から59年に実施しております。蒲生地区に新たな生活定住促進のため貢献をしたいとの思いで、貸家を建築する。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明の2番について、20番委員に議案第8号4番とも関連がありますので、一括して調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>20番です。農地区分は農用地区域内農地です。申請地の位置は、蒲生福祉センターから南西に約300mの位置です。造成工法として盛土1.8m、土留め工法はL型擁壁1.8mです。被害防除については、現況は東が水路、西が水路・道路、南は田、北は水路です。申請実現の確実性は、資力が自己資金で計画面積の妥当性は妥当です。資金証明もあり確実である。関係機関との協議事項は申請不要。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に3番を説明します。参考資料が9ページです。申請人が加治木町西別府の株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇さんで、変更区分としては農用地区域の除外です。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番〇地目、畑、面積771㎡、同字〇〇番、地目、畑、面積1,203㎡、同字〇〇番、地目、畑、面積1,276㎡、同字〇〇番、地目、畑、面積205㎡、同字〇〇番〇、地目、畑、面積643㎡、同字〇〇番〇、地目、畑、面積190㎡、同字〇〇番、地目、畑、面積941㎡、同字〇〇番、地目、畑、面積898㎡、同字〇〇番〇、地目、畑、面積1,938㎡、同字〇〇番〇、地目、畑、面積1,895㎡、字牟田平〇〇番、地目、畑、面積1,030㎡、同字〇〇番、地目、畑、面積1,781㎡、字上ホキ山〇〇番〇、地目、畑、面積1,830㎡の合計、畑、面積が14,601㎡です。変</p>

議 長	<p>更前の用途区分が農地で、変更後の用途が太陽光発電所です。補助事業との関連はありません。株式会社〇〇〇〇が申請地を購入し太陽光発電施設を整備する。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連して、5 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5 番です。農地区分は農用区域内農地です。申請地の位置は、GPセンターから北に約 1000mの位置です。造成工法及び土留め工法は現状のままです。被害防除については、現況は 4 方山林です。申請実現の確実性は、資力が自己資金で計画面積の妥当性は妥当です。資金証明もあり確実である。関係機関との協議事項は不要。特記事項といたしまして、この土地は 25 年ぐらい前、構造改善をされた畑でございまして、大体平らなところでございまして、今は四方を山に囲まれて周りから段々耕作放棄地になってくるといった常態で、耕作者も高齢で耕作ができないといった状況にあります。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に 4 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>次に 4 番を説明します。説明の前に訂正をお願いします。補助事業との関連のところ、青良地区となっているところを始良地区に訂正をお願いします。参考資料が 13 ページです。申請人が始良市西始良在住の〇〇さんで変更区分としては農用地区域の除外です。土地の所在が、中津野字モツタイ〇〇番〇、田、面積が 376 m²です。変更前の用途が農地で、変更後が宅地です。補助事業との関連は県営圃場整備事業始良地区を昭和 46 年から 56 年に実施しております。所有者は〇〇さんで、現在借家住まいのため親の面倒を見られるように、実家に接して自宅を建築する。計画です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、22 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>22 番です。農地区分は農用区域内農地です。申請地の位置は、三船小学校から東に約 450mの位置です。造成工法として盛土 1.0m、土留め工法は L 型擁壁 1.0m です。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は田、北は宅地です。隣接農地との緩衝地確保は 1.0m です。申請実現の確実性は、資力が融資資金で計画面積の妥当性は妥当です。自己住宅で融資証明もあり確実である。関係機関との協議事項は不要。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第 5 号 1 番から 4 番について一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。</p>

7 番委員	<p>参考資料を見ながら追っかけていくのですが、ちょっとわかりませんので説明方をお願いします。議案の中の参考資料で、地図が出てきますが専門用語かもわかりませんが、たとえば、このページでいきますと蒲生のところの「用悪水路」という字が出てきますが、用語について理解できませんので教えてください。それから拡大した 500 分の一の地図があり、字名が出てきますが私はこの地図だけではどこなのかわかりません。地図のあいたところでもいいので目印になる学校や要所を入れた縮図を入れてもらいたいのですが。</p>
議 長	<p>事務局の答弁を求めます。</p>
事務局	<p>地目に用悪水路とか公衆用道路とかありますが、不動産登記法の中で使える用語が決まっており、道路につきましては全部公衆用道路、それから用水路、排水路も全部一緒ですが、用水路は全て用悪水路となっております。</p> <p>地図上では、法務局の地目どおりの表現になっております。</p> <p>地図につきましては、今後検討させていただき、現地調査の資料等にはつけていますので、参考資料についても、今後つけるようにしたいと思います。</p>
議 長	<p>今の説明でよろしいですか。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にないようですので、お諮りいたします。議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し) の1番から 4 番について、原案のとおり変更することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)の1番から 4 番は、原案のとおり変更することに決定いたしました。</p> <p>本件については、賛成意見として市長に答申いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">議案第 6 号</p>
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について説明します。参考資料は 1 ページです。</p> <p>申請人が熊本市在住の〇〇さんで、土地の所在が加治木町小山田字下学力〇〇番〇、田、面積が 976 m²です。農地区分が農用地区域内農地で、都市計画区域外です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満で</p>

議 長	<p>す。</p> <p>転用内容が店舗 1 棟 54.08 m²です。申請理由が現在熊本市で美容院に美容師として勤務している。今般出身地である本地に美容室を建設し独立する。以上です。</p> <p>資金計画は融資により対応です。被害防除計画書が添付されております。現在農振農用地区域内の除外申請中で、先ほど議案第 5 号の 1 番で申請のあったところです。以上です。</p> <p>本件についての現地調査員の報告は、先ほど議案第 5 号 1 番で、22 番委員から報告済みでありますので、省略します。</p> <p>これより議案第 6 号1番について質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか</p>
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番については、転用はやむをえないということで許可意見ですが、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	[全員挙手]
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての1番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、25 日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
	<p>————— 議案第 7 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 9 議案第 7 号 農地転用事業計画変更申請 についてを議題に供します。</p> <p>1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 7 号 農地転用事業計画変更申請について説明します。1 番の変更前の申請人が沖縄県浦添市在住〇〇さんでございます。土地の所在が大山字小坂元〇〇番、地目田、面積 892 m²です。変更前の転用目的が一般住宅で平成 22 年 4 月 26 日で許可となっております、変更後につきましては、申請人が東餅田在住の〇〇さん、土地の所在が大山字小坂元〇〇番、地目田、面積が 892 m²で。転用目的について運動場・駐車場です。変更理由としては、今年 2 月当初事業計画者が死亡により継続不可能となり、その後事業承継者が自分の経営するグループホームの運動場・駐車場として最適地との判断により事業計画変更をするものです。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局説明の1番について、21番委員に議案第8号13番とも関連がありますので、一括して調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>21番です。農地区分は第1種農地で第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、やすらぎの里から東に約150mの位置です。造成工法としまして盛土が0.6mで、土留め工法は東側が塀ブロックで0.6mです、西側が土羽芝張り0.6mです。被害防除については、現況は東が道路、西が水路、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力が融資で計画面積の妥当性は適当です。融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 これより、議案第7号1番について質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員の説明について、何かご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第7号 農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 先ず1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明申し上げます。参考資料が20ページからです。譲受人が蒲生町下久徳在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が霧島市隼人町在住の〇〇さん、土地の所在が、増田字園田〇〇番〇、田、面積は299㎡。権利内容は所有権移転です。農地の区分は1種農地で農用地区域外です、都市計画区域の設定外です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha以上であるので1種農地です。転用目的は一般住宅1棟104.34㎡でございまして、申請</p>

議 長	理由が、現在借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築する計画です。融資資金で対応ということでございまして、土地改良区の意見書及び被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	<p>ただいまの説明に関連して、21 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>21 番でございます。農地区分は第 1 種農地の第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、三船小学校から南に約 300m の位置でございます。造成工法は盛土 1.0m で、土留め工法は L 型擁壁 1.0m です。被害防除現況は、東が道路、西が道路、南が畑、北は道路です。申請実現の確実性でございますが、資力は融資、計画面積の妥当性は適当。融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2 番についてご説明申し上げます。参考資料は 23 ページからです。譲受人が始良市東餅田の〇〇株式会社でございまして、譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さん、土地の所在が、西餅田字上長迫〇〇番〇、地目田、面積 1,517 m²、同じく上長迫〇〇番〇、地目田、面積 1,396 m²、の 2 筆、合計面積は 2,913 m²です。権利内容が所有権移転です。農地の区分は第 3 種農地、農業振興地域外で、都市計画区域は準住居地域に設定されております。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満で、転用目的が宅地分譲でございます。申請理由が、申請地に宅地分譲用地を建設しその販売を行う。融資資金で対応ということでございまして、土地改良区の意見書及び被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、24 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>24 番でございます。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、始良小学校から南東に約 200m の位置でございます。造成工法は盛土 3.0m で、土留め工法は土留め擁壁 3.0m です。被害防除現況は、東が市道、西が田、南が市道、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、資力は融資で面積は適当で、融資証明もあり転用は確実である。関係機関との協議ですが、土地利用協議申請中です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>3 番の説明をします。借り人が始良市西餅田在住の株式会社〇〇でございます。貸し人が伊佐市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字野崎〇〇番〇の畑 394 m²です。権利内容は賃貸借権設定です。農地区分は3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第2種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用内容が資材・車両置場です。申請理由が現在使用している資材置場が手狭なため、申請地を資材置き場として使用するため。資金計画は現状のままで使用するため不要です。被害防除計画書が添付されております。同字〇〇番畑、330 m²、5条申請同時申請中と一体利用をする。</p> <p>それと、貸し人が埼玉県所沢市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字野崎〇〇番〇の畑 330 m²です。権利内容は賃貸借権設定です。農地区分は3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第2種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用内容が資材・車両置場です。先ほどの申請地と一体利用をします。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、25番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>25番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から北東へ約50mの位置です。造成工法は現状のままです。被害防除については、現況は東が宅地、西が線路、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力は融資証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番の説明をします。参考資料は5ページです。譲受人が始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が福岡県在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町久末字旭田〇〇番〇の田面積は1,107 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農用地区域内農地で、都市計画区域内の地域区域設定なしです。土地改良事業はあります、農地の広がり10ha未満でございます。転用内容が貸家、5棟で318.8 m²です。申請理由が現在、蒲生地区に新たな生活定住促進の一役に貢献したいので、貸家を建築する計画です。</p> <p>資金計画は自己資金で対応です。農振農用地区域除外申請中です。以上です。</p>
議 長	<p>本件についての現地調査員の報告は、議案第5号2番で、20番委員から報告済みでありますので、省略いたします。</p>

	<p>次に、5 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 5 番の説明をします。参考資料は31 ページです。譲受人が始良市蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町北字栞ヶ山〇〇番〇の田 1,738 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は2 種農地でございます。農用地区域外で、都市計画区域の用途指定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha 未満です。転用内容が資材置場です。申請理由は周囲が山林に囲まれ日照条件が悪いため、農地の活用は適さない等を考えて、周囲への影響が最小限な資材置場として利用するものです。資金計画は融資で対応です。始末書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、20 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>20 番です。農地区分は2 種農地の市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生中学校から北西へ約 300mの位置です。造成工法は現状のまま、土留め工法は不要です。被害防除については、現況は東が山林・原野・宅地、西が原野・里道、南は宅地、北は山林です。申請実現の確実性は、資力は融資、計画面積の妥当性は適当で、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、6 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6 番の説明をします。参考資料は36 ページです。譲受人が始良市宮島の株式会社〇〇〇〇、代表〇〇さんでございます。譲渡人がアメリカ合衆国在住の〇〇さん他 1 名でございます。土地の所在が、平松字南園〇〇番の畑 613 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 3 種農地で、農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種低層住居専用地域。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha 未満でございます。転用目的が宅地分譲です。申請理由が申請地は昭和 44 年に住宅を建築して現在まで放置されてきましたが、今回整地を行い宅地分譲にする。資金計画は自己資金で対応です。始末書及び被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、24 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>24 番です。農地区分は第 3 種農地で問題ありません。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から南へ約 100mの位置です。造成工法は現状のままです。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、面積も適当です。自己資金証</p>

議 長	<p>明もあり転用は確実である。関係機関との協議状況はすべて不要です。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
事務局	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7番の説明をします。参考資料は40ページです。譲受人が始良市脇元在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、脇元字町ノ後〇〇番〇の畑45㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第2種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が駐車場です。申請理由が現在、申請地は駐車場となっており、譲り受けて自己の駐車場として利用する。資金計画は自己資金で対応です。始末書及び被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、23番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>23番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、ニシムタ始良店から南へ約250mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が市道、南は里道、北は宅地です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番の説明をします。参考資料は44ページです。譲受人が始良市西宮島在住の〇〇さん他1名でございます。譲渡人が神奈川県川崎市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇の畑430㎡です。権利内容が所有権移転です。農地区分は3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的は一般住宅1棟の71.75㎡です。申請理由は現在借家住まいのため、申請地を取得して一般住宅を建築するためです。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、24番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>24番です。農地区分は3種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から北へ約30mの位置です。造成工法は現状のままで、土</p>

議 長	<p>留め工法は塀ブロック0.4mです。被害防除については、現況で東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は市道です。雨水排水は水路放流で汚水排水、生活雑排水は合併浄化槽です。申請実現の確実性は、資力は融資で対応です。面積は適当です。融資証明もあり確実である。関係機関との協議は不要です。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
事務局	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>9番の説明をします。参考資料は46ページです。借里人が始良市船津在住の〇〇でございます。貸し人が始良市船津在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番〇の畑642㎡のうち200㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は第2種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が農機具倉庫1棟で63㎡です。申請理由が農機具保管場所がないため申請地に倉庫を作る計画です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、25番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>25番です。農地区分は2種農地の集落接続施設に該当するので問題はありません。申請地の位置は、船津公民館から東へ約30mの位置です。造成工法は現状のまま、土留め工法は不要です。被害防除については、現況は東が畑、西が市道、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番の説明をします。参考資料は50ページです。借里人が香川県高松市在住の〇〇さんでございます。貸し人が鹿児島市西陵在住の〇〇さん他1名でございます。土地の所在が、東餅田字七反田〇〇番〇の畑265㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は第3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第1種低層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的は一般住宅1棟、105.32㎡でございます。申請理由が一般住宅を建築する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、25番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>します。</p> <p>25番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、建昌小学校から南へ約200mの位置です。造成工法は盛土0.3mで土留め工法は塀ブロック0.3mです。被害防除については、現況は東が市道、西が田、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資資金証明もあり転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番の説明をします。参考資料は53ページです。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。譲渡人が福岡県在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字峰高〇〇番〇の田278㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は2種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定なしです。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満である。転用目的は通路・駐車場です。申請理由が現在、申請地隣接地に借地して居住しているが、宅地が道路より低いため、車の出入りが出来ず、申請地を通路及び駐車場として利用する。転用済みのため資金計画は不要です。始末書及び被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、23番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>23番です。農地区分は第2種農地のその他の農地で問題はありません。申請地の位置は、始良インターから北へ約500mの位置です。被害防除については、現況は東が里道、西が宅地、南は市道、北は畑です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>12番の説明をします。参考資料は56ページです。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。譲渡人が岐阜県在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字中村〇〇番〇の田1,229㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第1種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが10ha未満である。転用目的が貸資材置場です。申請理由が現在、土木建築会社を経営しており、申請地に資材置場を造成し、会社に賃貸する計画です。資金計画は自己資金で対応です。始末書及び被害防除計画書は添付されてお</p>

	<p>ます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連し、23 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>23 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、重富小学校から北へ約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が田・休耕地、西が市道、南は里道・市道、北は河川です。申請実現の確実性は、自己資金であり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、13 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>13 番の説明をします。参考資料は 17 ページです。譲受人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が沖縄県浦添市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、大山字小坂元〇〇番の田 892 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 1 種農地でございます。農業振興地域農用地区域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がり が 10ha 以上である。転用内容が運動場・駐車場です。申請理由が当地に経営するグループホーム等の入所者の運動場及び来客用の駐車場に利用する計画です。資金計画は自己資金で対応です。事業計画変更と同時申請中であり ます。事業計画変更の 1 番で説明しました案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件の現地調査員の報告は、先ほど議案第 7 号 1 番で、21 番委員から報告 済みでありますので、省略します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、14 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>14 番の説明をします。参考資料は 60 ページです。譲受人が鹿児島市南郡 元の〇〇株式会社代表〇〇でございます。譲渡人が霧島市隼人町在住の〇 〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、平松字松木古河〇〇番〇田、661 ㎡、同じく字松木古河〇〇番〇田、996 ㎡、同じく字松木古河〇〇番〇田、 116 ㎡の合計 3 筆の面積 1,773 ㎡です。権利内容は所有権移転です。農地 区分は第 3 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の準工業 地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり が 10ha 未満である。転用目的 が宅地分譲です。申請理由が申請地を買受けて宅地分譲の建設を行う計画 です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されておき ます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連し、23 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>23番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、警察学校から西へ約100mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が工場、南は市道、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金であり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番の説明をします。参考資料は64ページです。この案件は前回の農業委員会で許可になったところではありますが、県の審査会にかける前に取り下げの申請があり、今回、新しく譲受人が大阪市中央区の株式会社〇〇代表取締役〇〇になったものでございます。譲渡人が岡山県在住の〇〇さん他1名でございます。土地の所在が、加治木町日木山字朝日原〇〇番〇、畑、2,620㎡、同じく字朝日原〇〇番〇、畑、3,354㎡の2筆の畑合計面積5,974㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第2種農地でございます。農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が太陽光発電所です。申請理由が申請地に太陽光パネルを設置し、売電を行うことにより収益を得て、自社の経営安定を図る計画です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。それと同字〇〇番〇の山林133㎡との一体利用する。合計面積が6,107㎡となります。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、21番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>21番です。農地区分は第2種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、喜びの里から西へ約100mの位置です。被害防除については、現況は東が里道、西が里道、南は山林、北は道路です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第8号1番から15番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>[質問なし]</p>
議長	<p>無いようですので、ここでお諮りいたします。 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、</p>

	<p>1番から15番までについては、転用はやむをえないということで許可意見ですが、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[全員挙手]</p> <p>全員賛成ですので、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から15番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、25日開催の県農業会議に諮問いたします。</p>
議長	<p>ここでしばらく休憩をします。</p>
議長	<p>総会を再開します。</p>
	<p style="text-align: center;">議案第9号</p>
議長	<p>次に、日程第11議案第9号 農地の利用目的変更願についての1番から5番を議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 農地の利用目的変更願について説明します。参考資料が68ページです。それでは、1番でございます。届け人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字口坪〇〇番、畑、の面積382㎡であります。変更後の使用目的が季節野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、宅地の法面を保護するため、田にコンクリート擁壁をして盛土を行い宅地と同じ高さにして畑にする。盛土4.5mをする。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、24番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>24番です。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、桜島サービスエリアから西に約350mのところでございます。造成工法は盛土4.5m、土留め工法はコンクリート擁壁の4.5mです。被害防除の現況は、東が農道、西が用水路、南が用水路、北が宅地・畑地になっておりました。面積等も適当であります。申請実現の確実性でございますが、融資及び工事計画書もあり確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、2番を説明します。参考資料が71ページです。届け出人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町上久徳字二木</p>

議 長	<p>〇〇番〇、田、の面積 795 m²であります。変更後の使用目的がゴーヤ、トウモロコシなど季節野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、用水が思うようにとれないため、盛土をして畑にする。盛土 2.5m～1.5m をする。以上です。</p> <p>ただいまの説明の 2 番に関連して、20 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>20 番です。農地区分は第 2 種農地です。申請地の位置は、蒲生小学校から北東に約 750m のところでございます。造成工法は盛土 2.5m、土留め工法は土羽芝張りの 2.5m です。被害防除の現況は、東が道路、西が田、南が道路、北が水路になっておりました。申請実現の確実性でございますが、用水が思うようにとれないため畑にすることは確実でございます。関係機関との協議は不要です。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に 3 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、3 番を説明します。参考資料が 73 ページです。届け人が始良市住吉在住の〇〇さんでございます。土地の所在が増田字園田〇〇番〇、田、の面積 335 m²であります。変更後の使用目的が季節野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、季節野菜の栽培のため畑にする。盛土 0.8m 程度をして畑にするということです。土地改良区の意見書もあります。先ほど、3 条の 1 番で説明があったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 3 番に関連して、22 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>22 番です。農地区分は第 1 種農地です。申請地の位置は、三船小学校から南に約 300m のところでございます。造成工法は盛土 1.0m、土留め工法は L 型擁壁西側 1.0m で南側が土羽芝張りの 0.8m です。被害防除の現況は、東が道路、西が道路、南が畑、北が宅地になっておりました。申請実現の確実性でございますが、計画面積の妥当性は適当です。圃場整備外で用水確保が難しいので田としての利用が無理で畑にすることは確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に 4 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、4 番を説明します。参考資料が 76 ページです。届け人が始良市池島町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が平松字梅木畑〇〇番、田、の面積 794 m²であります。変更後の使用目的が野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、土地が低いために排水が悪いので盛土をして畑</p>

議 長	にする。畔の高さ 0.2m 程度盛土をして畑にするということです。以上です。
委 員	<p>ただいまの説明の 4 番に関連して、25 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>25 番です。農地区分は第 3 種農地です。申請地の位置は、青木水流交差点から南東に約 300mのところでございます。造成工法は盛土 0.2m、土留め工法は不要です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地になっておりました。申請実現の確実性でございますが、自己資金があり確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。</p>
議 長 事務局	<p>次に 5 番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、5 番を説明します。参考資料が 77 ページです。届け人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町久末字野川沢〇〇番、畑 338 m²、同じく〇〇番、畑、367 m²、同じく〇〇番、畑、475 m²、の 3 筆の合計面積 1,180 m²であります。変更後の使用目的が榊・シキミの栽培を行うということです。申請理由は、現地盤高が道路より低く雨水が溜まるので、黒土にて盛土し榊、シキミを生産する。盛土を 2.5～1.0m して表土を敷き畑とする。先ほど 3 条申請の 6 番で許可になったところですよ。以上です。</p>
議 長 委 員	<p>ただいまの説明の 5 番に関連して、22 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>22 番です。農地区分は第 2 種農地です。申請地の位置は、フォントナの丘から西に約 1,000mのところでございます。造成工法は盛土 2.5m、土留め工法は土羽芝張り 2.5m です。被害防除の現況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が道路になっておりました。申請実現の確実性でございますが、周囲に農地はなく、榊、シキミを植栽し、畑として利用するため確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。</p>
議 長 委 員	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議案第 9 号 1 番から 5 番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありますか。</p> <p>「意見・質問なし」</p>
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 9 号 農地の利用目的変更願いについての 1 番から 5 番について、原案のとおり承認することに賛成

		の方は、挙手をお願いします。
	委員	「全員挙手」
議長		全員賛成ですので、議案第9号 農地の利用目的変更願についての1番から5番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		議案第10号
議長		次に、日程第12 議案第10号 非農地証明願についてを議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	議案第10号非農地証明願について説明を行います。1番です。参考資料は79ページになります。申請人は始良市下名在住の〇〇さんです。所有者も同じです。土地の所在が下名字蛇打〇〇番〇、田現況は宅地です。面積が360㎡で、変更年月日は昭和51年月日不詳で現況は宅地の農用地区域外です。以上です。
議長		ただいまの説明の1番に関連して、21番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	21番です。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、山田小学校から南西に約350mのところでございます。現況は申請のとおり宅地となつてから、約40年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響は、現況は東が道路、西が山林、南が畑、北が宅地になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、昭和51年から宅地として利用しているためやむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議長		これより質疑に入ります。ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、質疑のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。
	委員	〔質問、意見なし〕
議長		それではお諮りいたします。議案第10号非農地証明願についての1番は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委員	〔全員挙手〕
議長		全員賛成ですので、議案第10号 非農地証明願についての1番は原案のとおり決定しました。

	<p>————— 議案第 11 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 13 議案第 11 号 農地あっせん申出(貸付希望)についてを議題に供します。</p> <p>1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 11 号あっせん申出(貸付希望)についてご説明致します。総会資料は、25 ページとなります。今月申請は、1 件です。</p> <p>参考資料 81 ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1 番を説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字一丁田〇〇番、田の 1,154 m²と字中尾立〇〇番〇、田 801 m²です。申請人は、鹿児島市在住〇〇さん、条件として貸付希望小作料が〇〇番が 14,000 円と〇〇番〇が 7,000 円です。希望貸付期間が 3 年です。以上、議案第 11 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 11 号 農地あっせん申出(貸付希望)についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 11 号 1 番は原案どおり承認いたします。</p> <p>つぎに、ただいま承認された議案第 11 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第 11 号 1 番は、11 番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしく願います。</p>
	<p>————— 議案第 12 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 14 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについてを議題に供します。</p> <p>担当課の説明をお願いします。</p>

<p>担当課</p>	<p>農政課 ○○と申します。お手元にあります農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについての次のページをご覧ください。</p> <p>今回の見直しにつきましては、農業経営基盤強化法の改正に伴いまして、鹿児島県基本方針の改正内容に即し、基本構想に青年等、新規就農者で、が目標とすべき農業経営の指標を追記し、併せて、青年等の就農促進に関する基本的な考え方や、就農支援についても追記し改正するものです。</p> <p>その主なポイントとしましては、4つございます。1つ目は、市町村における新規就農促進の方針及び青年等が目標とすべき所得水準、労働時間等を新たに追記するということ。それと今申し上げました、所得水準等で示した青年等の目標を可能とする主な営農類型を新たに追記するということです。そして、農地中間管理事業の推進に関する基本方針の制定に伴う改正。併せて、農地保有合理化法人の廃止、農地中間管理事業の追記、という風になっております。</p> <p>詳細につきましては、新旧対照表で説明します。今後の市町村の基本構想の変更スケジュールにつきましては、3番で示してございますのでお目通しください。</p> <p>それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。朱字下線部であるのが、新設、見直しの部分であります。紫の文字で書いてございますのが、補足の部分であります。2ページ3ページが目次でございまして、主な物でありますと、6ページになります。こちらの方で先ほどご説明申し上げました、新規就農促進の方針、及び青年等が目指すべき所得水準及び労働時間等を新設してあります。内容につきましては、始良市の平成24年度の新規就農者は3人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状態となっております。その中で、新規就農者をこれからは認定新規就農者という風な表現になってくるのですが、どのような人数を確保するかということを明記していくのですが、県の基本方針においては、県の年間の目標は300人でございまして、これを43市町村で割ると6.9人となるのと、併せて、国が掲げる新規就農者が年間、1万人から2万人に倍増するという計画がございまして、過去3年始良市におきまして新規就農者が3名でしたので、6名という数字を出しました。そして、雇用就農の受け皿となる法人の確保というところで、過去4年間で、合併してから過去4年間で認定農業者の1経営体が法人化をしております。4年で1経営体ですので、それを倍増するという考え方から、10年間で5経営体を増加するという目標にしてあります。そして、認定新規就農者の労働時間でございまして、これらにつきましては、認定農業者と同様の2,000時間という風に明記しました。それから認定新規就農者が就農してから5年後の所得目標につきましては、県の認定農業者の所得目標が420万円の4割を目指すというところがございますので、本市においても420万の4割で、それと地域別の所得水準が始良市の場合は平均91パーセントになりますので、4割に91パーセントをかけると150万円ということになります。併せて、始良市の認定農業者の所得目標が37万円でございますので、それに4割をかけますと、150万円ということで、これは県の基本方針で定められております。それから、7ページになりますが、先ほどの所得目標等を実現するための主な営農類型を明記するということになっておりますが、認定新</p>
------------	--

	<p>規就農者を将来的に認定農業者に誘導していくという観点から、営農類型、経営管理の方法、及び農業従事の態様等については認定農業者と同様にし、経営の規模、生産方式については、認定新規就農者の所得目標を達成できる内容としました。しかしながら、畜産のほうにつきましては、就農してから直後の経営体は資本装備が相当な額になりますので、今回のこのシミュレーション、金額のシミュレーションは、後継者で新規で就農した場合の経営規模を目標としてございます。こちらが括弧1の水稻と普通作物の複合経営体から、7ページから19ページまで主な営農類型が明記されております。</p> <p>続きまして、20ページになります。この効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標ということで、今、始良市の方では、効率的かつ安定的な農業経営を行うもの、こちらにつきましては認定農業者、そして2ヘクタールの経営をする担い手農家、そして法人化の組織がある集落営農組織を目指していく、これが今、50パーセントですが、これを基準年が平成22年になります。それから10年後に国はこれを90パーセントに上げましょうということですが、実情に合わせまして数字を試算しました。それでいくと20ページの紫字の部分が計算の方法になりますが、平成32年度に60パーセント、そして、平成35年度には65パーセントというような変更をしました。</p> <p>続きまして、25ページになります。この制度をどのような体制で支援していくかというようなところを明記してあります。始良市では、始良市農政課、県の始良・伊佐地域振興局農政普及課、始良市農業委員会、JA、で構成される始良市農業再生協議会が関係機関と連携しながら、その協議会の担当者組織である始良市技連会が指導支援等を実施すると考えております。併せまして、農業者同士のコミュニケーションを形成するという意味で、農業者相互のサポート体制を構築するため、始良市認定農業者の会との交流や始良市自営者クラブ、若手青年農業者組織への加入促進をするというようなことを明記しております。</p> <p>制度につきましては、農地中間管理事業の推進に関する基本方針の制定に伴う改正というようなところで、変更になっております。</p> <p>説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明について何かご質問はありませんか。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	<p>質疑が無いようでございますが、この案件は諮問でありますので、採決したいと思います。</p> <p>ただ今の諮問に賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	「挙手多数」
議 長	<p>賛成多数ですので、この案件は承認することに決定しました。</p> <p>担当職員の方、ご苦労様でした。</p>

議 長	次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 はい事務局どうぞ
事務局	資料の3ページの37番〇〇さんの案件が、議案第3号で承認されましたので完了とさせていただきます。 次に、5ページ57番〇〇さんが6月19日あっせん会議を行いまして、無事交換のあっせんが成立しております。総会資料11ページ議案第3号で承認されましたので完了とさせていただきます。以上報告します。
議 長	他に委員の皆様方からありませんか。 21番委員どうぞ
委 員	21番です。50番の〇〇さんの分ですが、300㎡となっておりますが、3000㎡の間違いです。先般より連絡を取っておりますが、なかなかとれずに困っていましたが、1回だけ会えて2反2畝ぐらいの農地がありあっせんをしたわけですが、利用権設定の用紙に書いて何日までに持ってきてくださいと指導をしましたが、電話連絡も取れずに、はたしてこれで大丈夫なのか疑問に思いますので、少し待って他の人へのあっせんの対応をしたいと思います。 46番〇〇さんですが、備考欄に6反済みで随時紹介しているとありますが、私の記憶では、1町歩ぐらいの畑を紹介しておりますが、帰ってきた農地で耕作放棄地がありますが紹介しますと、きれいにしていいただいたら借りますとの意向でしたので随時紹介をして行きたい。以上です
議 長	他の委員はありますか。 5番委員どうぞ。
委 員	5番です。40番の備考欄に書いてある、内容の説明をお願いします
議 長	事務局お願いします。
事務局	総会後に説明をしたいと思います。
委 員	それともう一件ですが、49番の株式会社〇〇ですが、書類を見てみると最近小山田の方にたくさん農地を借りられているようですが、まだ必要なのかと思っておりますがどうですか。
議 長	事務局どうぞ
事務局	もう一度確認をしてから来月の総会で説明をしたいと思います。よろしく願います。

議 長	他にありませんか。9 番委員
委 員	9 番です。63 番と 64 番は同一人物と思いますが、名前がどうなのか。
事務局	再確認をして、訂正をさせていただきたいと思います。
議 長	よろしいですか。 他ありませんか。
委 員	(発言なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります その他何かございませんか。 次に、来月の現地調査、総会日についてですが、現地調査は、8 月 12 日 火曜日に、総会は、8 月 20 日水曜日に開催予定でよろしいですか。 現地調査委員は、1 班を、26 番委員、1 番委員、2 番委員に、2 班を、3 番委 員、4 番委員、5 番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしく申し上げます。
議 長	以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。そ の他に委員からご発言はありませんか。 21 番委員どうぞ
委 員	21 番です。あっせん申し出が非常に多くなっております。1 年の内 2, 3 回担 当委員が集まって協議が必要ではないかと思っておりますので、検討をしてくださ い。
議 長	事務局と協議をして来月報告します。 他にありませんか。
委 員	「発言なし」
議 長	事務局からはありませんか。無ければ、私の方から報告します。 私の方からは全国農業新聞の普及拡大についてお願いを申し上げます。 全国農業新聞の普及拡大と、新規購読者の発掘につきまして、さる、7 月 2 日、県農業会議から、事務局長さんと担当の方が巡回訪問に来られ、現在の 状況や今後の取り組みについて説明がありました。 資料につきましては、皆様のお手元に配布してありますので、後ほどお目通 しをいただきたいと思います。 取り組み目標に、農業委員一人、毎年 2 部の新規購読を確保するようになっ

<p>議長</p>	<p>ていますが、まずは、農業委員の皆様全員に購読をいただくことから始めたいと思いますので、まだ、購読の申込をしていらっしゃらない委員さんは、本日の総会後にも申込をしていただきますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>農業新聞を活用した情報提供活動の役割を再認識していただき、新規購読者を一人でも多く見つけていただきますよう、ご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>事務局からはありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 始良市農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦についての報告 ○ 始良市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についての報告 ○ 作業グループについて(配布資料のとおり)報告 ○ 活動報告書の記入要領について説明 ○ 公務災害補償にかかる掛け金の徴収について説明 ○ 8月21日開催の県農業委員大会について説明 ○ 農業者年金の研修について報告 ○ 9月の現地調査及び総会の日程変更について(議会日程との調整) <p>※現地調査 9月11日(木)へ 総会を9月18日(木)へ</p>
<p>議長</p>	<p>他に何かありませんか。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成26年度第4回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>「閉会」</p>
<p>事務局</p>	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>